

ことと望む

理由 職工の雇入、解雇、就業時間、賃金支拂方法扶助其他工業主と職工との間の關係を規定する職工規則を定めて之を職工に周知せしむることは職工の保護待遇上緊要の事項に属するものなるを以て之に關する條項を新に追加するの必要あるを認めむ

ハ、工業主は勅令の定むる所に依り一般職工に對して雇入の際に於ける身体検査及毎年一回以上の健康診断を行ふべき旨工場法中に規定せられむことを望む理由 職工の健康を保持し且つ産業能率の増進を圖る爲必要ありと認めむ

第十一項 工場法施行令改正に關する修正意見

書

第三に、大正十二年八月二十六日には「工場法施行令及同施行細則改正案に對する修正意見」を提出した。上記の如く、第四十六議會に提案された工場法改正案は成立し、この新工場法は大正十二年三月二十九日付を以て公布された。これに附隨して作成された工場法施行令及同施行規則は社會局參與會議及内務省參事官會議に於て審議せられたる上社會局より全國の關係各團體に對して諮問せられたか、之に對して八月二十六日左の如き修正意見を具申した。

工場法施行令及同施行規則改正案に對する修正